

令和2年度

定期監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 15 号

令和3年 4月30日

富田林市長 吉 村 善 美 様

富田林市監査委員

中 川 元

花 岡 秀 行

田 平 まゆみ

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を富田林市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

子育て福祉部 地域福祉課、生活支援課、広域福祉課、障害福祉課

2. 監査の期間

令和2年11月1日 ～ 令和3年3月26日

3. 監査の範囲

令和元年度の事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、担当職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について実施した。

5. 監査の結果

概ね適正に処理されていたことを認めたが、一部において検討・改善等を要するものが見受けられたので、善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

(総論)

1 内部統制について

平成29年の地方自治法（以下「法」という。）改正により、令和2年4月から内部統制に関する規定が置かれた。地方自治体における内部統制制度は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保することである。その目的は、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全、にあるとされる。

本市は、法上、内部統制に関する方針を策定する義務はないが、かかる方針の策定や体制整備等に努めることとされた。これまでの監査から、本市は、すでに財務事務等が適法かつ適正に管理され執行されるよう努めており、一定の内部統制が存在していると認められるが、さらに、組織として、あらかじめリスクがあることを前提に、本市の現状に即した内部統制制度の導入に努めなければならない。

2 今回の定期監査について

今回の定期監査で、新たな試みとして、監査対象の部課に、所管の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、内部統制に関わって、適切にリスクマネジメントがなされているかについて監査を行った。対象の部課は、数多くの事務を行い、事業を推進していることから、予め文書にて、リスク評価シート、課内で予算額または支出済額が一番高額な支出事業及び新たに増加した事業についての事務フロー図を求めた。

確認できた範囲で、総じて言えることは、現金の管理はおおむね適切になされていたが、財政援助団体に託している事業のなかで、担当部課の目が必ずしも行き届いていないのではないかと思われる点が見受けられた。また、提出された事務フローでは、所管の事務、事業について、リスクマネジメントが徹底しているとは言い難い点があるのではとの懸念を持った。特に、補助金交付、委託事業の業務報告書や業務確認書内容に記載誤り部分の点検が不十分である点や、業務仕様書や契約書に基づき一部適正に履行されていない点が見受けられる等、適切な指導や事業の管理を行うなどのリスクマネジメントが徹底されていない点が見受けられた。

加えて、所管の事務、事業にかかる人件費も監査の対象となるところであるが、関係資料では、時間外勤務時間に年度間の少くない増減が見受けられた。これは、経費面、職員の負担といった観点からも業務配分など事務管理におけるリスクマネジメントの更なる必要性が感じられた。

(地域福祉課)

地域福祉課は、地域福祉係、自立支援係で構成される。

地域福祉係は、総合的な福祉政策の調整に関すること、民生委員及び児童委員並びに保護司に関すること、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること、日本赤十字社に関すること、地域福祉計画の推進に関すること、ケアセンター及びコミュニティセンター並びに総合福祉会館に関すること、一般財団法人富田林市福祉公社（以下「福祉公社」という。）との連絡調整に関すること、

避難行動要支援者名簿の整備に関すること、部及び課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

自立支援係は、生活困窮者の自立支援に関すること、生活つなぎ資金に関すること、コミュニティソーシャルワーカーに関すること、罹災者の救護及び国等の災害弔慰金の支給に関すること、福祉有償運送に関すること、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）との連絡調整に関すること、災害見舞金の支給に関する事務を分掌している。

1 福祉コミュニティ推進事業委託事務について《指摘・改善》

この事業は、社会福祉協議会に委託しているものである。監査対象年度、同協議会における正職員1名について年度途中の一か月間、コミュニティソーシャルワーカーの人員配置において年度当初の一か月間、それぞれ欠員状態となる等の事態が生じた。

所管課として、委託料のうち人件費相当分の減額を行っている。この対応自体は適切といえる。しかし、同事業がこのことによりどれだけ支障を生じたかが必ずしも明らかではない。委託契約書上報告を受ける所管課として、業務仕様書で定められた事業がなされているか、人員体制問題の処理に必要な対応についても確認が求められるところである。委託事務の履行状況について文書により明らかにして、契約金額の見積もりの適正さを担保するよう事務処理にあたり留意されたい。

2 ケアセンターの指定管理について《指摘・改善》

ケアセンターは、本市の保健福祉施策の中核的役割を担う施設として、①介護老人保健施設、②在宅介護支援施設、③健康づくり・世代間交流施設から構成されており、福祉公社とミズノスポーツサービス株式会社（以下「ミズノ」という。）からなるケアセンター管理運営共同事業体（以下「共同事業体」という。）を指定管理者として、これに管理権限を委任している。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設について、管理権限を指定管理者に委任し、そのノウハウを活用して、住民ニーズの多様化に効果的、効率的に対応するための制度である。地域福祉課が所管するケアセンターは、共同事業体に管理権限が委ねられている。

ところで、ケアセンターの管理運営の実態は、従前から、前記①と②の施設は福祉公社が、③の施設はミズノが行っている。

しかしながら、共同事業体から提出された報告書等をみると、日常安全管理、危機管理等について、所管課と二つの団体（福祉公社、ミズノ）の間で、日頃から密な連絡調整を図っているところが見えてこない。

この点、富田林市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においても平成30年10月26日付けの審査結果報告書で「各構成団体がそれぞれ培ってきた各分野のノウハウを発揮し、相乗効果を生むことを期待しますが、共同事業体による施設運営については、事業区分や責任の所在など、団体間の連携・調整が難しい側面があるため、実施体制については、施設所管課を含め、選定団体との密な連絡調整を図るなど対策を講じ（ること）」と指摘されており、さらに令和2年9月28日付けの選定委員会の評価報告書においても「苦情・要望など、具体的な内容や対応を把握できるよう検討されたい」と講評されている。

共同事業体間で、定期的に情報交換、連絡調整する場を設け、その結果を所管課が把握して確認する体制を徹底することが求められる。

また、財務書類では、ミズノの経費は共同事業体の収支計算書に委託料として一括計上されているため、外注業者への支払と同様の会計処理となっている。この方法は、指定管理料のうちミズノの経費分を示しているとはかわからず、指定管理料の経費が収支計算上の内訳には示されていないこととなる。所管課において、共同事業体の構成企業としてのミズノから前記③の施設にかかる決算書等の提出を求めるべきであると考えらる。

3 公の施設の指定管理について《指摘・改善》

(1) 地域福祉課が所管する施設には、前述のケアセンター以外にも、総合福祉会館やコミュニティセンターがあり、これら二つの施設は、富田林市社会福祉協議会を指定管理者として、これに管理権限を委任している。

指定管理者は市との協定に基づき管理運営を行っているところ、社会福祉協議会からの施設管理事業報告書に記載誤り部分があり、所管課の点検が不十分である点が見受けられた。

各報告書の内容確認は、指定管理者の管理運営状況を把握するうえで重要であり、所管課においては確認作業を徹底され、より効率的で透明性のある管理運営確保のために、指定管理者に求める業務内容や水準の示し方、履行確認及び業務の維持、向上に向けた継続的な点検・評価方法を改めて検討されたい。

(2) 総合福祉会館は、地域の高齢や障がい、ひとり親家庭の人などの交流や生きがいづくり、様々な福祉団体の会議などの場を提供するための施設である。また、コミュニティセンターは、子どもからお年寄りまで、世代を超えた交流が出来るように、市内で初めて「ハートビル法」の認定を受け、誰もが利用しやすく憩いの場となるよう建設されたものである。

総合福祉会館及びコミュニティセンターについては、ここ10年間の利用状況数をみると、高齢化社会の中にあって、横ばいか漸減となっており、利用者の利便性の向上や利用促進策の効果が見られなかった。

この点、選定委員会においても、双方の施設とも、繰り返し、情報発信や利用者ニーズの把握、利用促進策を求められており、直近の令和2年9月28日付け評価報告書においても、同様の指摘を受けている。しかし、これは指定管理者のノウハウだけに任されるものではなく、選定委員会も指摘するように、市が積極的に関わり、指定管理者と施設設置の目的を共有しなければならない。

そもそも指定管理者制度は、指定管理者の技量や意欲が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、状況評価が不可欠である。所管課と

して常に新しい問題意識を持ち、近隣の類似施設との役割について検証し、マーケティング調査を行うなどしつつ多様化する住民ニーズの把握に努め、指定管理者である社会福祉協議会と意見交換する等して適切な指導・助言をされたい。

(生活支援課)

生活支援課は、保護第1係、保護第2係、保護第3係、管理係で構成される。

保護第1係、保護第2係、保護第3係は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護決定及び保護の実施に関する事、生活保護法に基づく措置に関する事、生活保護に係る統計及び報告に関する事、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付に関する事、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）による措置に関する事、緊急擁護事業に関する事、ホームレス対策事業に関する事務を分掌している。

管理係は、生活保護費等の予算、経理に関する事、生活保護に係る医療扶助及び介護扶助に関する事、課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(障害福祉課)

障害福祉課は、総務係、給付係、相談係で構成される。

総務係は、障害福祉に係る企画、調整及び啓発に関する事、福祉のまちづくりに関する事、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事、各種手当等の給付に関する事、自立支援医療に関する事、補装具の交付に関する事、意思疎通支援事業に関する事、障害福祉団体に関する事、その他障害福祉（他の所管に属するものを除く。）に関する事務を分掌し

ている。

給付係は、介護給付及び訓練等給付等に関すること、障害者の在宅福祉サービスに関すること、障害児通所給付等に関すること、移動支援事業及び日中一時支援事業に関すること、日常生活用具の給付等に関する事務を分掌している。

相談係は、相談支援事業に関すること、療育手帳に関すること、障害者虐待防止センターに関すること、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による市長同意入院に関すること、地域自立支援協議会に関する事務を分掌している。

1 パソコン要約筆記者研修委託について《指摘・改善》

業務完了報告書は、提出された後に委託業務仕様書の変更手続きがされていた。変更した理由は、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、当初予定していた研修会数が開催できず、（一部省略）委託料については本市、関係自治体、契約先との協議の結果、研修会数、内容、準備等の正当な対価と確認し現行のままとなります。」としたことを監査資料で確認したが、仕様書変更の過程での取り決めた内容に関する書面の記録はなく、口頭で協議した結果であるとのことであった。

まず、業務完了報告書の完了年月日の日付は、変更合意書以降とすべきである。また、委託料の変更については、その合理性が認められなければならない。変更を検討した項目や過程の記録についても書面に残さなければ、所管課としての説明責任は果たせなくなる。

所管課として、提出された業務完了報告書の内容を十分に点検すべきであると考えます。

2 「障がい者団体補助金」について《指摘・改善》

この補助金申請は、事業の期間に入ってから、交付申請及び交付決定がなされていた。

これは、事前申請を前提としている市補助金規則の主旨に沿わないもの

であり、また、事後申請により、実施している事業が補助対象に該当しない場合、トラブルとなることも懸念される。

こうしたことから補助金申請団体に対し、規則・要綱に沿った適切な指導をすべきである。

(広域福祉課)

広域福祉課は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の3市2町1村で、大阪府から権限移譲を受けた事務の一部及び介護保険や障害福祉に関わる様々な事務手続きを共同で処理している。

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事、指定障害者福祉サービス事業者等の指定等に関する事、社会福祉法人の設立認可等に関する事、社会福祉事業(老人福祉センターを経営する事業)開始の届出の受理等に関する事、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事、特別養護老人ホーム(定員29人以下に係るものに限る)の設置の認可等に関する事、老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等に関する事、有料老人ホームの設置届等各種届出の受理及び運営指導等に関する事、保育所の設置の認可等に関する事、認可外保育施設の届出の受理等に関する事、家庭的保育事業等の認可等に関する事、指定(特定及び障害児)相談支援事業者の指定等に関する事、障害者支給判定審査会の運営に関する事務を分掌している。

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 15 号
令和3年 4月30日

富田林市長 吉 村 善 美 様

富田林市監査委員

中 川 元
花 岡 秀 行
田 平 まゆみ

財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を富田林市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

富田林市立総合福祉会館及び富田林市立コミュニティセンター かがりの郷の施設管理先である社会福祉法人富田林市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

所管課 子育て福祉部 地域福祉課

2. 監査の期間

令和2年11月12日～令和3年3月26日

3. 監査の範囲

令和元年度の事務・事業

4. 監査の方法

監査は、前記における財務等に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、諸帳簿等関係書類の全部又は一部について実施した。

5. 監査の結果

(1) 業務の概要等

社会福祉協議会は、富田林市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

社会福祉協議会が行う業務は定款第2条の規定で示され、総合福社会館管理運営事業は、利用対象者の活動の場や機会を提供することで、教養や健康の増進、生きがいがづくりにつなげ、福祉の増進を図る管理運営を行う。

コミュニティセンター管理運営事業は、子育て層、シニア層の世代間交流イベントを主体に他団体との協働形式で実施するなど、世代を超えたコミュニティ活動ができる施設として、施設特性を活かした管理運営を行う。

(2) 監査の結果と意見

監査の結果、次のとおり意見及び要望する事項が見受けられた。以下の事項について、適正な事務の執行に努められたい。

社会福祉協議会の事業報告書の事業区分ごとの収支決算報告において、一部記載誤りが見受けられた。

報告書は、管理運営状況を把握する上で重要であることから、所管課に報告する前に、関係書類の確認作業を徹底するなどの方法で適正な事務執行に努められたい。

また、社会福祉協議会が指定管理者となっている「総合福社会館」及び「コミュニティセンター（かがりの郷）」について、ここ10年間の利用状況数をみると、高齢化社会の中にあって、横ばいか漸減となっており、利用者の利便性の向上や利用促進策の効果が見られなかった。

この点、富田林市指定管理者選定委員会においても、双方の施設とも、繰り返し、情報発信や利用者ニーズの把握、利用促進策を求められており、直近の令和2年9月28日付け評価報告書においても、同様の指摘を受けている。

社会福祉協議会は、これらの指定管理について、それぞれ利用状況に応じた取り組みが行われたかなど所管課と協議をしつつ、積極的に近隣（自治体）の類似施設や民間・NPO法人の例から情報収集したり、多様化する住民ニーズの把握に努める等して、施設設置目的に沿った施設運営に努められたい。

富 監 第 15 号
令和3年 4月30日

富田林市長 吉 村 善 美 様

富田林市監査委員

中 川 元
花 岡 秀 行
田 平 まゆみ

財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を富田林市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

富田林市ケアセンターの施設管理先であるケアセンター管理運営共同事業体（以下「共同事業体」という。）

代表団体 一般財団法人富田林市福祉公社（以下「福祉公社」という。）

構成団体 ミズノスポーツサービス株式会社（以下「ミズノ」という。）

所管課 子育て福祉部 地域福祉課

2. 監査の期間

令和2年11月12日～令和3年3月26日

3. 監査の範囲

令和元年度の事務・事業

4. 監査の方法

監査は、前記における財務等に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、諸帳簿等関係書類の全部又は一部について実施した。

5. 監査の結果

(1) 業務の概要等

福祉公社は、富田林市において、在宅保健福祉サービスに関する調査研究、相談、情報提供、普及啓発等を行うとともに介護保険事業等を行う。また、市民参加の協力を得て、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ミズノは、施設運営管理事業・運営受託事業・指定管理施設・直営施設等各種施設、各種スポーツ事業、健康関連商品・運動プログラム開発販売事業、会員サービス事業を実施する。

(主な事業)

介護老人保健施設で看護や介護、機能訓練等の各種サービスの提供を、介護サービス事業で高齢者の総合相談、高齢者の生活援助、身体介護を、障がい者の移動支援等在宅での生活の継続を支援。健康づくり・世代間交流施設においては、各種講座や教室を開催するなど多様な世代の利用者が交流できる取り組みを実施する。

(2) 監査の結果と意見

監査の結果、次のとおり意見及び要望する事項が見受けられた。以下の事項について、適正な事務の執行に努められたい。

《意見・要望》

共同事業体から提出された報告書等を見ると、日常安全管理、危機管理等について、所管課と二つの団体（福祉公社、ミズノ）の間で、日頃から密な連絡調整を図っているところが見えてこない。共同事業体間で、定期的に情報交換、連絡調整する場を設け、その結果を所管課が把握して確認する体制を徹底することが求められる。

また、財務書類では、ミズノの経費は共同事業体の収支計算書に委託料として一括計上されているため、外注業者への支払と同様の会計処理となっている。この方法では、指定管理料のうちミズノの経費分を示しているとはかわからず、指定管理料の経費が収支計算上の内訳には示されていないこととなるため、共同事業体の構成企業として、指定管理者の管理運営状況を把握するうえで、ミズノが担当する業務に係る収支決算報告の提出が必要であると考えられる。